住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用の申告について

（地方税法附則第 15 条の 9 項第 4 項～第 6 項の規定に基づく申告）

工事完了年度の翌年度分の固定資産税について

○ 当該住宅にかかる固定資産税の１／３の額を減額
○ 一戸あたり１００㎡相当分（住宅部分に限る）まで

次の要件を満たす場合、固定資産税の減額を受けることができます。

① 住宅の要件

◦新築された日から１０年以上を経過したもの
◦人の居住の用に供する部分の面積が当該家屋の床面積の２分の１以上であるもの
◦人の居住の用に供する部分があるもの（貸家部分を除く）
◦住宅の部分の床面積が２４０㎡以下であるもの（平成 30 年 4 月 1 日以降に改修されたもの）

② 居住者の要件

◦年齢が６５歳以上の方、要介護認定や要支援認定を受けている方、障がいのある方

③ バリアフリー改修の要件

◦令和１３年３月３１日までに、下記のバリアフリー改修工事が行われたもの
・廊下の拡張　・階段の勾配の緩和　・浴室の改良　・便所の改良
・手摺の取付　・床の段差の解消　・引き戸への取替　・床表面の滑り止め化
◦バリアフリー改修工事に要した費用の額が５０万円（補助金や給付金等を除く）を超えるもの
◦人の居住の用に供する部分（貸家部分を除く）について改修が行われたもの
◦バリアフリー改修工事完了後の床面積が４０㎡以上２４０㎡以下であること
（令和 8 年 3 月 31 日までに改修工事が完了した住宅は 50 ㎡以上 280 ㎡以下）

※バリアフリー改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税に適用されます
（改修工事が 1 月から 3 月までに完了した場合は、翌々年度の固定資産税に反映されます）

～申告の手続きについて～

改修工事の完了後３か月以内に『住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書』をお問合せ先まで提出してください。また、下記の添付資料が必要となります。

◦納税義務者の方の住民票の写し（個人番号の記載のないもの）
◦要介護認定や要支援認定を受けている方は介護保険被保険者証の写し
◦一定の障がいのある方は身体障がい者手帳の写し
◦改修前後の写真及び改修工事の内容及び費用を確認できる書類（工事請負契約書など）
◦補助金や介護保険からの給付を受けた場合、そのことを確認できる書類

～ お問合せ先 ～
〒408-0188　山梨県北杜市須玉町大豆生田 961-1
北杜市役所 総務部 税務課 資産税担当
TEL 0551－42－1313（直通）